

2019年11月15日
中部電力株式会社

「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」の
保管に係る廃止措置計画変更認可の必要性について

- 当社のクリアランス測定・評価に係る保安規定変更のNRA審査会合（2019年7月23日 第7回審査会合）において、『保安規定第41条の2で管理する「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」（以下、「CL対象推定物」という）についても、クリアランス認可を受けたものを保管するクリアランス第2建屋へ入ってくるように見える。これは、クリアランス認可の範疇外であり、（クリアランス第2建屋に）長期保管する（となると、その）建物は放射性固体廃棄物貯蔵庫としての性格を帯びてくることから、許認可が必要』との見解が示されている。
- これを受け、CL対象推定物がクリアランス第2建屋に保管されないことを担保する目的で、以下の既存建屋の管理区域に限定して保管することを保安規定（第2編）第41条の2に規定し、認可を受けた。
 - 1号炉：原子炉建家、タービン建家、希ガスホールドアップ装置建家
 - 2号炉：原子炉建屋、タービン建屋
- そのため、CL対象推定物の既存建屋外での長期保管にあたっては、当該の廃止措置計画認可申請書の記載を再整理し、改めて認可を受ける必要があると認識している。

- 現在、クリアランス未認可のＣＬ対象推定物は、上記の保安管理措置に従い、1, 2号機の既存建屋以外に保管しないこととしているが、解体撤去工事を進める上で、切断や除染を行う作業エリアや解体撤去物の保管エリアが必要であり、ＣＬ対象推定物の保管場所が既存建屋内に限定されることで、必要なスペースの確保が困難となり、解体撤去工事が進められなくなるリスクがある。
- 2020年度以降、クリアランス認可を未取得のＣＬ対象推定物を発生させる解体撤去工事が本格化し、ＣＬ対象推定物を既存建屋の外へ搬出する必要性が増してくることから、廃止措置を計画どおり進める上で、保安規定（第2編）第41条の2を変更したいと考えている。
- 現に、2号機タービン本体の解体中であり、クリアランス対象であるタービンロータの取出し作業を行っている。これらは5号機実績を踏まえ、ローター一体でのクリアランス測定を行うことを想定しているが、認可申請に必要なデータを採取するために、クリアランス認可を未取得の段階で当該ロータを1, 2号機の既存建屋外に搬出する必要性が生じている。
- 以上より、ＣＬ対象推定物の既存建屋外での長期保管に係る廃止措置計画の変更認可申請を行いたいと考えている。
- 廃止措置計画変更の方向性としては、解体撤去物等の種類のうち、ＣＬ対象推定物を放射性固体廃棄物と差別化した上で、表面汚染密度および線量当量率を測定して汚染等のおそれがないことを確認したＣＬ対象推定物が、既存建屋から搬出及び保管されることを確実とする管理方法を盛り込みたいと考えている。

以 上